

75歳以上の方へ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015 福井県後期高齢者医療広域連合 TEL 0776-54-6330

長寿医療制度の保険料の軽減措置が変わります。平成21年度の正式な保険料額は、平成20年中の所得に基づいて計算され、7月に「保険料額決定通知書」によりお知らせします。

変更点 世帯の総所得金額等(※1)が33万円以下の世帯について、均等割額が8割5分軽減から7割軽減となります。また、その中でも世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない場合は、9割軽減となります。

平成20年度	平成21年度	
【世帯の総所得金額等】 33万円以下 保険料額 6,300円 (8割5分軽減)	【世帯の総所得金額等】 33万円以下 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない場合	均等割額 4,370円 (9割軽減)
	【世帯の総所得金額等】 33万円以下	均等割額 13,110円 (7割軽減)

平成21年度 長寿医療制度の保険料はこうなります！

保険料額 = **均等割額 43,700円** + **所得割額(率) 7.90%**

◎賦課限度額があるので、保険料が50万円を超えることはありません。
 ◎保険料額は100円未満を切捨てます。

●保険料の軽減について…

所得や収入に応じて、均等割額・所得割額が軽減されます！



◆均等割額の軽減

世帯の総所得金額等(※1)に応じて、均等割額が下記のとおり軽減されます。

世帯の総所得金額等	軽減の割合	均等割額
33万円以下 (世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない場合)	9割軽減	4,370円
33万円以下	7割軽減	13,110円
33万円+(24万5千円×被保険者である世帯主を除く被保険者の数)	5割軽減	21,850円
33万円+(35万円×世帯内の被保険者の数)	2割軽減	34,960円

◆所得割額の軽減

保険料の計算のもとになる所得金額(※2)
58万円以下の方
(年金収入のみの場合、153万円～211万円まで)



所得割額 5割軽減

◆社会保険等の被扶養者であった方の保険料の軽減

保険料額 年額 4,300円(9割軽減)

平成20年度は4月から9月までは凍結、10月から3月までは均等割額を9割軽減し、年額2,100円となっていました。平成21年度は引き続き9割軽減が継続されますが、4月から9月までの凍結がなくなったため、**年額 4,300円**となります。

(※1) 世帯の総所得金額等：世帯主と世帯内の被保険者全員の所得の合計

(※2) 保険料の計算のもとになる所得金額：「総所得金額等」から「基礎控除(33万円)」を差し引いた額